平成２４年（フ）第９６７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―413号、従前の住所神戸市灘区篠原南町５丁目４番11号　ウイゴしのはら201
破産者　西井　貞夫
1　破産債権の届出期間　平成26年３月11日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午前10時30分
平成26年２月10日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７０３号
大阪府茨木市横江２丁目20番15号
破産者　コーエイ機器産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午後３時
平成26年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７４号
大阪府摂津市学園町２丁目６番３―205号
破産者　山下　忠由
1　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
2　一般調査期日　平成26年４月14日午後３時
平成26年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２号
和歌山市和歌浦東２丁目５番38号
破産者　岩﨑　則子
1　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
2　一般調査期日　平成26年４月28日午後２時10分
平成26年２月12日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
大分県国東市国東町富来浦1520番地
破産者　田幸建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前11時
平成26年２月12日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
大分県国東市国東町北江3343番地の１
破産者　テイケイ石油株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前11時10分
平成26年２月12日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大分県国東市国東町富来浦1522番地
破産者　田口　幸亮
1　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前11時20分
平成26年２月10日
大分地方裁判所杵築支部破産係

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第２５８号
長野県上田市岡595番地１
破産者　株式会社マルコエレクトロニクス
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前11時
平成26年２月10日　長野地方裁判所上田支部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第６８号
大阪市東淀川区東中島１丁目18番５号
再生債務者　株式会社システム・デザイン・ジャパン
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年２月７日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２６年（再）第１号
栃木県足利市寺岡町1340番地
再生債務者　有限会社ホテルクリスタル
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　栃木県足利市通３丁目2589番地　足利織物会館３階　林法律事務所　弁護士　林　康太郎
平成26年２月７日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（再）第８号
埼玉県熊谷市宮前町１丁目184番地１
再生債務者　静井　拓人
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　ヒューリック神谷町ビル４階　ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）　弁護士　柴田　義人
平成26年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第９号
東京都足立区東保木間２丁目５番18号
再生債務者　株式会社クレイジー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　柴田　祐之
平成26年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２号
東京都中央区銀座８丁目12番10号
再生債務者　株式会社球磨カントリー倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区大名２丁目４番22号　新日本ビル５階佐藤・林法律事務所　弁護士　林　　優
平成26年２月10日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第６号
茨城県古河市松並２丁目18番20号
再生債務者　株式会社ストウ
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月10日から平成26年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目18番18号
再生債務者　イーステック株式会社
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月11日から平成26年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２５年（再）第２号
福井市松本４丁目７番14号
再生債務者　藤田社寺建設株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年12月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成26年３月13日まで
平成26年２月10日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

平成２１年（再）第５号
岐阜県多治見市虎渓山町５丁目60番地の９
再生債務者　有限会社一柳商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成26年２月10日　　岐阜地方裁判所民事部

平成２２年（再）第７号
滋賀県草津市大路２丁目９番１号陽だまりビル６階、開始決定時の本店所在地大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島美雄商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第８号
滋賀県草津市矢橋町1631番地の１、開始決定時の本店所在地大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第２号
大阪市淀川区宮原４丁目５番36号　セントラル新大阪ビル
再生債務者　株式会社護光商會
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成26年２月７日
神戸地方裁判所第３民事部